

プログラム・オフィサー研修内容検討委員会議規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「この法人」という。）の定款52条第2項に基づき設置するプログラム・オフィサー研修内容検討委員会（以下「検討委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項について規定し、その円滑かつ適切な運営に資することを目的とする。

(構 成)

第2条 検討委員会は、プログラム・オフィサーの役割及び活動につき知見を持つ専門家若しくは有識者としてこの法人の理事会で選任され、理事長の委嘱を受けた委員で構成する。

2 検討委員会は、委員6名程度で構成する。

3 委員については、資金分配団体若しくは民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第19条第2項第3号イに規定される民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）又はこれらの団体になり得る団体等の役員又はこれに準ずる者は選任しない。

4 委員の委嘱の際には、その就任後、資金分配団体若しくは実行団体又はこれらの団体になり得る団体等の役員又はこれに準ずるものに就任する場合には、事前に理事長に書面で申告するものとし、その場合、辞職等利益相反防止のため必要な措置を求めることがある旨、委嘱の条件を明示するものとする。

5 検討委員会には、委員のほか事務局長及び事務局次長並びに事務局長が指示する者並びにこの法人がプログラム・オフィサー研修の企画及び実施の一部を委託する場合には、受託者の関係者が出席する。

(任期及び報酬等)

第3条 委員の任期は、原則として前条第1項の委嘱を受けたときから1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に対して支払う報酬等の額は、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第3条第5項の規定を準用する。

3 委員の氏名は、原則として公開する。

(意見聴取事項)

第4条 検討委員会は、この法人が実施するプログラム・オフィサー研修のカリキュラムやコンテンツ等について専門的な視点から意見聴取する。

(開催及び招集)

第5条 検討委員会は、理事長が必要と認めたときに開催する。

2 検討委員会は、理事長（理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは各理事）が招集する。

(議 事)

第6条 事務局は、議事の進行を行う。

2 事務局長は、適当と認める者に対して、参考人として検討委員会への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 検討委員会の議事については、次に掲げる事項を記録した議事録を書面又は電磁的記録をもって作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 議事の経過の要領

(理事会への報告)

第8条 事務局長は、検討委員会の議事の経過について、理事会に報告する。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は事業部が行う。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、令和元年7月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年3月19日をもって廃止する。(令和6年3月19日理事会決議)